

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一・二・三・四・五・六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択)
	住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居促進と入居後の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行う業務。

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	福岡市及び近郊
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	<div style="text-align: center;">ココロテラス 株式会社</div> <div style="text-align: center;">居住支援事業部</div> <ul style="list-style-type: none">・ 入居前支援業務 : 入居に関する相談窓口・ 入居中支援業務 : 安否確認・見守り訪問・相談・ 死亡退去時支援業務 : 退去・転居に関する相談支援・ サブリース業務 : 物件管理
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	住支援事業部 : 従事社 4 名 ・ 入居前支援スタッフ 2 名 ・ 入居中支援スタッフ 2 名
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	勤 務 日 : 平日 定 休 日 : 土・日・祝日・その他 就業時間 : 午前 09 時から午後 18 時迄の間

【支援業務の概要に関する事項】

<p>6. 支援対象者</p>	<p>住宅確保要配慮者 低額所得者、被災者、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他障がい者、子育て（一人親以外）、子育て（一人親）、外国人、中国残留邦人等、児童虐待を受けた者、ハンセン病、療養所入所者等、DV 被害者、帰国被害者等、犯罪被害者等、更生保護対象者等、生活困窮者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設等退所者、LGBT、UIJ ターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者</p>
<p>7. 業務内容</p> <p>具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。</p> <p>要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。</p>	<p>① 入居前支援業務委</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅に関する相談業務、住宅コーディネート 電話・訪問等による相談受付、協力不動産店からの情報提供 (協力不動産店：三好不動産、アーウィン、筑紫不動産、ワイズプランニング、今山不動産など)・サブリース物件による住宅の提供 管理会社からの NG や、保証会社から保証を否決された方など通常の賃貸契約が出来ない方に対する物件の提供 (3.6~4.3 千円) <p>福岡市の生活保護課、基幹支援センター、自立相談支援センター、他の居住支援法人と連携・依頼により要配慮者の住まい探しを実施</p> <p>② 入居中支援業務</p> <ul style="list-style-type: none">・生活相談、安否確認、見守り、孤独死対策 電話、訪問等による安否確認 日常生活での困り事や、各種支援等の情報提供、駆け付けサービス 見守り電球(10T 電球ハローライト)を設置、見守り電気：テラシテ R(スマートメーター)による見守りを導入。電話やオンラインでの対面通話。 (見守り電球ハローライト：コネクト、スマートメーターテラシテ R：IRIS) (管理費に含む：無料)・各種支援の情報提供 就労支援、訪問看護、地域包括支援センター、基幹支援センターと連携し、高齢者や障がい者を支援者と結び支援体制の構築。 介護サービス等、入居者の状況に合わせた福祉サービスの情報提供や相談受付 (就労支援：就労継続支援 AB 多機能型事業所 はたラク、株式会社 ヤグラモンなど) (無料) <p>③ 退去後支援業務</p> <p>退去時の手続き相談、生前・遺品整理、残置物等の相談・手配・処分等施設、グループホーム、病院などへの転居における繋ぎ先相談</p>

<p>8-1. 連携内容</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・福岡市市居住支援協議会に構成員として参加・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加・福岡市の自立相談支援機関と連携。自立相談支援機関からの依頼により要配慮者の住まい探しを実施 <p>※その他、福岡市の生活保護課、基幹支援センター、自立相談支援センター、他の居住支援法人と連携・依頼により要配慮者の住まい探しを実施</p>
<p>8-2. 連携内容</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する・債務保証会社と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証審査を行う・更生保護施設と連携し、出所者の自立先の調整・確保や緊急連絡先の引き受けを行う・地域包括支援センター、基幹支援センターと連携し、高齢者や障がい者を支援者と結び支援体制の構築。・就労事業所 やぐらもとと連携し、高齢者や障害者を支援者と結び社会復帰に向けた支援体制の構築
<p>9. 人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none">・全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加・居住支援全国サミットに参加・居住支援法人5社（ココロテラス・くらしすてっぷ・殖産開発・レスタ・市山レジャー開発）と合同で支援者対象の勉強会・研修会・意見交換会を実施・東区第6いきいきセンターの地域ケア会議に参加
<p>10. 実施効果等</p> <p>要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。</p>	<p>・住まいの確保による生活基盤の安定</p> <p>地方公共団体や居住支援法人、自立相談支援機関等との連携により、生活困窮者・高齢者・障がい者・出所者等の要配慮者が円滑に住まいを確保できる体制を整備。これにより、居住不安定状態からの脱却を支援し、生活基盤の安定への繋ぎ</p> <p>・福祉的支援との接続強化 地域包括支援センターや基幹支援センター、更生保護施設、就労事業所等と連携することで、居住支援と福祉的支援を一体的に提供。住まいの確保と同時に生活支援・就労支援を受けられる環境を整え、社会復帰や自立生活の継続を後押し</p> <p>・入居後の安心確保 不動産業者や債務保証会社との協働により、入居中の生活支援サービスを含めた保証制度を導入。これにより、入居後のトラブルや不安を軽減し、安心して生活を継続できる仕組みを構築</p> <p>・人材育成による支援の質向上 全国研修やサミット、地域ケア会議への参加、法人間の合同勉強会を通じて支援者の資質向上を図り、専門性の高い支援を学び、提供。これにより、要配慮者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が可能となり、生活安定に直結</p> <p>・地域ネットワークの強化 多様な機関・団体との協働により、地域全体で要配慮者を支えるネットワークを形成。孤立防止や緊急時の対応力向上につながり、安心して地域で暮らし続けられる環境を実現している。</p>

(参考様式第2号)